

宇治市の障害福祉

令和5年4月現在

Index

- 02 制度を利用するには
- 04 障害福祉サービス
- 07 医療費の助成制度
- 10 日常生活用の器具などの給付
- 12 年金・手当・税金・交通・料金減免・各種助成 ほか



制度を利用するには

障害者手帳(または診断書等)が必要です。

手帳の手続きは、市役所障害福祉課



宇治市役所・代表
TEL 22-3141

身体障害者手帳

身体に障害のある人が、さまざまな支援を受けやすくするために交付されます。

療育手帳

知的障害のある人が、さまざまな支援を受けやすくするために交付されます。

精神障害者保健福祉手帳

精神疾患によって、長期にわたり、日常生活や社会生活に制約がある人に交付されます。

手帳を持っていない場合

次に該当する場合は、診断書等があれば、障害福祉サービスを利用できます。

- ・ 難病(国が定める疾病)...特定疾患医療受給者証等
- ・ 発達障害 ...医師の診断書等



制度の利用は、各ページに案内しています。

P.04~06

障害福祉サービス

- ▶訪問サービス.....04
- ▶外出時のサービス.....05
- ▶施設入所・共同生活でのサービス...05
- ▶日常生活及び機能の訓練・支援.....06
- ▶就労支援.....06
- ▶短期入所・一時預かり.....06



P.10~11

日常生活用の器具などの給付

- ▶補装具費の給付(購入費・修理費)...10
- ▶日常生活用具の給付.....11
- ▶住宅改修費の助成.....11
- ▶身体障害者用車いす貸与.....11



P.07~09

医療費の助成制度

- ▶自立支援医療費(更生医療).....07
- ▶自立支援医療費
(育成医療・精神通院医療)08
- ▶その他の医療.....09

P.12~18

- ▶年金・手当・扶養共済制度.....12・13
- ▶税金の控除・減免14
- ▶自動車・交通関係の制度.....15・16
- ▶生活関連の料金の減免・割引 ...17
- ▶その他の制度18

相談支援の窓口

ホームヘルプサービスや、
入所サービスなど障害福祉サービスの利用相談は

**宇治市障害者
生活支援センター「そら」**

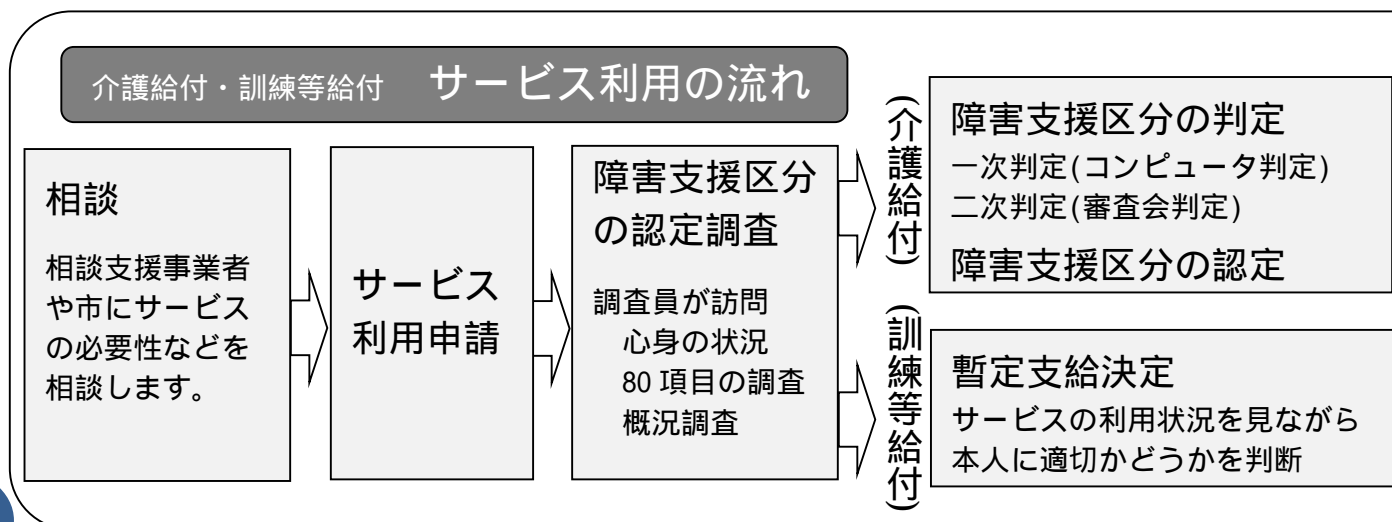
TEL.32-8441 FAX.32-8459

〒611-0011 五ヶ庄二番割5-2

障害福祉サービス

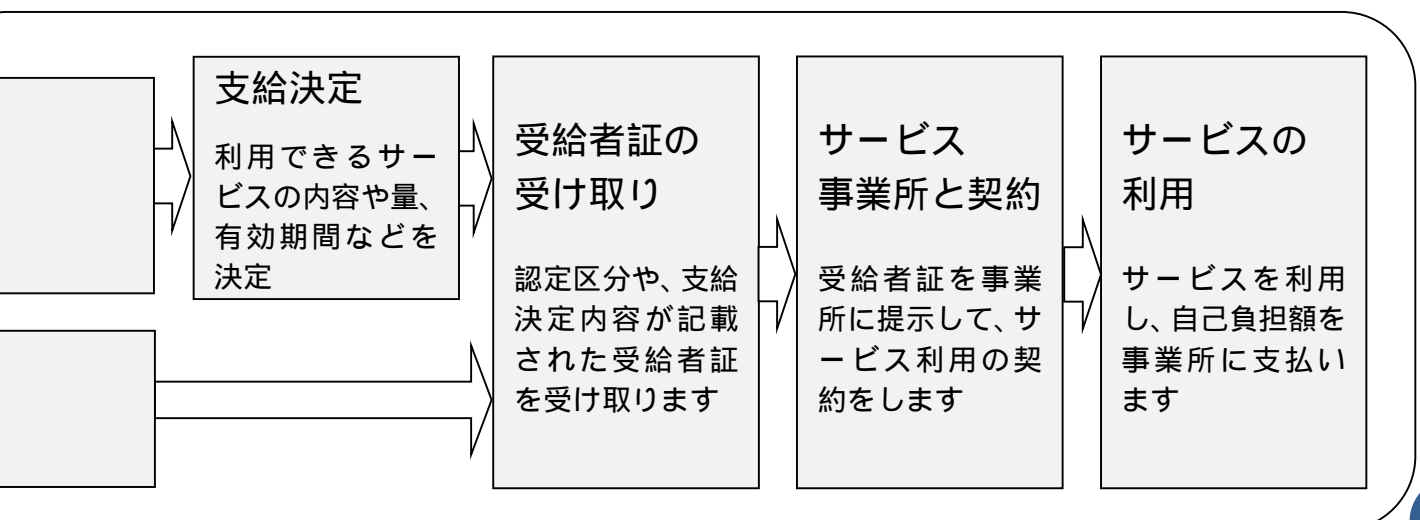
主なサービスの内容は次のとおりです。

	サービス	障害種別			障害支援区分	内容
		身体	知的	精神		
訪問サービス	居宅介護 (ホームヘルプ) ・身体介護 ・家事援助 ・通院介助				1以上	ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事の介護、通院の同行等を行います。
	重度訪問介護				4以上の一部	重度の肢体障害、知的障害、精神障害により行動上著しく困難である人で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、洗濯や掃除、外出時の移動支援や介護を総合的にを行います。
	重度障害者等 包括支援				6以上	常時介護を要する重度の障害がある人に、居宅介護等の多様なサービスを包括的に提供します。
	訪問入浴 サービス	家族等による介助では入浴が困難な人に、自宅への浴槽の搬入や訪問入浴車等により、入浴サービスを提供します。 (利用できる人) 身体障害者手帳1・2級を持ち、身体の状態により家族やホームヘルパーの介助では入浴が困難な人。なお、年齢は10歳以上で、医師が入浴を認め、家族の立会いが可能な人。				





	サービス	障害種別			障害支援区分	内容
		身体	知的	精神		
外出時のサービス	行動援護				3以上の一部	知的障害や精神障害により、行動上、著しい困難を有する人が行動する際の危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	同行援護				他条件有	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護など外出する際の必要な援助を行います。
	移動支援	社会参加等を目的とした外出の際にガイドヘルパー等が移動の支援を行います。 （利用できる人） ・ 肢体に障害があり、常時車椅子を使用している人 ・ 知的障害のある人 ・ 精神障害のある人				
施設入所・共同生活でのサービス	共同生活援助（グループホーム）				1以上	共同生活をする住居において、夜間や休日の相談や日常生活上の支援を行います。
	施設入所支援				4以上（50歳以上は3以上） 通所困難な人	施設に入所する人に、夜間や休日の入浴、排せつ、食事の介護等日常生活上の支援を行います。



	サービス	障害種別			障害支援区分	内容
		身体	知的	精神		
日常生活及び機能の訓練・支援	療養介護				5または6	長期入院に加え、医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理・看護、医学管理下での介護及び日常生活上の世話をを行います。
	生活介護				2または3以上	常に介護を必要とする人に、施設内で、日中の間、入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。
	自立訓練 (機能訓練)					自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定時間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	自立訓練 (生活訓練)					
	自立生活援助					一人暮らしに必要な理解力・生活力を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し必要な支援を行います。
	放課後等 デイサービス					学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりも行います。
就労支援	就労移行支援					一般企業等への就労を希望する人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 A型・B型 (A型 = 雇用型 B型 = 非雇用型)					一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援					一般企業等に就労した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。
短期入所・一時預かり	短期入所 (宿泊あり ショートステイ)				1以上	自宅で介護する人が病気の場合などに、施設において、宿泊を伴う短期間の入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
	日中一時支援	在宅の身体障害児、知的障害児・者、精神障害児・者が、家族の就労・疾病・休息等により介護ができないとき、日中の間、施設や宇治支援学校の空き教室で見守りや日常的な訓練を行います。				
	レスパイト	家族が介護できないとき、在宅の心身障害者を一時的に預かります。			(申請・問合せ先) 社会福祉法人 宇治東福祉会 〒611-0011 宇治市五ヶ庄二番割5-2 専用電話 090-5362-6524	

医療費の助成制度

自立支援医療費の給付

自立支援医療は、特定の障害のある人の医療費負担を軽減する制度で、対象となる医療費の負担が原則1割となります。また、世帯の所得に応じてひと月当りの負担上限額を設定します。自立支援医療には、次の3つの制度があります。



自立支援医療費(更生医療)

問合せ：市役所 障害福祉課

身体に障害がある18歳以上の人、その障害の除去や軽減のために必要な医療を指定医療機関で受ける場合に、その医療費が助成されます。

給付対象となる医療

臨床症状が消退した後の永続的な機能障害を改善するための医療。

(人工関節置換術、ペースメーカー埋込術、人工透析など。)

自立支援医療特別対策事業費

自立支援医療(更生医療・育成医療)の対象とならない下記の治療を行っている人に対し、京都府内の独自制度によって、医療費の助成を行います。

対象：下記の身体障害者手帳を所持し、かつ対象となる治療を行っている人

呼吸器機能障害3級

[対象医療]・在宅酸素療法

ぼうこう及び直腸機能障害3級

(ぼうこう機能障害3級、直腸機能障害3級を含む)

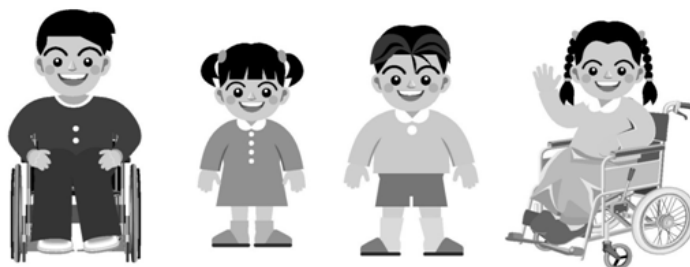
[対象医療]・ぼうこうまたは直腸の機能障害となった原因疾患の治療

・ストーマ周辺の感染防止等の治療

自立支援医療費(育成医療)

問合せ：市役所 障害福祉課

身体に機能障害があったり、病気を放置すると障害を残す可能性があったりする18歳未満の児童が、生活能力を得るために必要な医療を指定医療機関で受ける場合に、その医療費が助成されます。



自立支援医療費(精神通院医療)

問合せ：市役所 障害福祉課

精神疾患の治療は、定期的で継続的な通院医療を受けることが必要とされることが多く、比較的長期にわたります。自立支援医療費(精神通院医療)は、通院医療費の費用負担を軽減するための制度です。精神疾患の治療等が、原則1割の自己負担額で受けられます。

(ただし指定医療機関・指定薬局等のみ)

受診者が属する世帯(同じ健康保険に加入している人)の市町村民税額等に応じて、月額負担の上限額が設定されます。

給付対象となる医療

精神疾患の治療にかかる通院医療費(薬代・検査代を含む)や、精神科訪問看護・精神科デイケア等にかかる費用。

自立支援医療受給者証 有効期間：1年間(継続利用には、毎年更新申請が必要)

(注)精神疾患の入院医療費等は該当しません。

その他の医療

重度心身障害児・者の医療費の助成

問合せ：市役所 年金医療課

75歳未満の医療保険加入者(ただし、後期高齢者医療制度の被保険者でない人)で、次のいずれかに該当する人に、保険診療の自己負担分を助成します(所得制限あり)。ただし、入院時の食費等は対象外です。

- ・身体障害者手帳1・2級を所持している人
- ・療育手帳Aを所持している人またはIQがおおむね35以下の判定を受けた人
- ・身体障害者手帳3級を所持し、IQがおおむね50以下の判定を受けた人
- ・療育手帳Bを所持し、市町村民税非課税世帯かつ年度末(3月末)年齢が満16歳以上の人

後期高齢者医療制度

問合せ：市役所 年金医療課

75歳以上の人は上記制度の対象になりますが、次のいずれかに該当する人は65歳から加入できます。

- ・身体障害者手帳1～3級(4級の一部を含む)を所持している人
- ・療育手帳Aを所持している人
- ・精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持している人
- ・障害基礎年金の国民年金証書を所持している人



重度心身障害老人健康管理事業

問合せ：市役所 年金医療課

後期高齢者医療制度の被保険者で次のいずれかに該当する人を対象に、高齢者の医療の確保に関する法律による医療費の一部負担金を助成します(所得制限あり)。ただし、入院時の食費等は対象外です。

- ・身体障害者手帳1・2級を所持している人
- ・療育手帳Aを所持している人またはIQがおおむね35以下の判定を受けた人
- ・身体障害者手帳3級を所持し、IQがおおむね50以下の判定を受けた人
- ・療育手帳Bを所持し、市町村民税非課税世帯の人

日常生活用の器具などの給付

補装具費の給付(購入費・修理費)

問合せ：市役所 障害福祉課

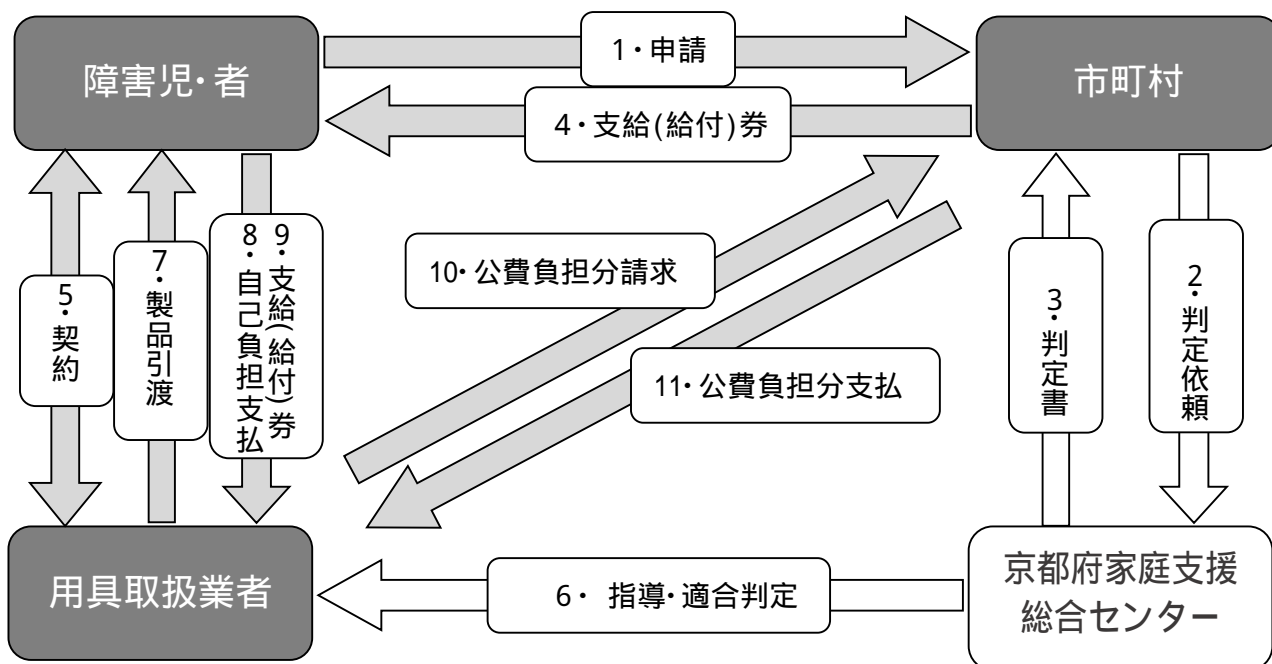
身体障害児・者の障害のある部分を補って、日常生活を容易にするために次の補装具の購入・修理費の給付をします(自己負担あり)。

- (注)
1. 補装具製作・修理業者は、京都府と契約している業者に限ります。
 2. 補装具の種類により、指定医師の意見書や処方箋等が必要な場合があります。
 3. 補装具の種類により、京都府家庭支援総合センターの判定が必要な場合があります。
 4. 補装具の種類により、介護保険対象の人は介護保険での給付が優先となります。

(補装具の一例)

視覚障害者用	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障害者用	補聴器
肢体不自由者用	義肢、装具、座位保持装置、車いす、 電動車いす、歩行器、歩行補助つえ(一本つえを除く) <児童のみ> 排便補助具、起立保持具、頭部保持具、座位保持いす
重度障害者用	重度障害者用意思伝達装置

補装具費・日常生活用具の手続きのながれ



図中の印(2・3・6)は、一部補装具の流れです。

日常生活用具の給付

問合せ：市役所 障害福祉課

在宅の重度障害児・者が快適な日常生活を行うために、次の内容の給付を行っています(一部自己負担あり)。日常生活用具の購入を行う前に必ず相談のうえ、申請してください。

- (注) 1.日常生活用具の種類により、医師の意見書が必要なものがあります。
2.日常生活用具には、指定業者はありません。

主に下肢・ 上肢障害者	便器 特殊便器 特殊マット 特殊尿器	入浴担架 移動用リフト 体位変換器 入浴補助用具	移動・移乗支援用具 一本つえ 特殊寝台
視覚障害者	視覚障害者用活字読み上げ装置 視覚障害者用ポータブルレコーダー 点字器 点字タイプライター 点字ディスプレイ	点字図書 拡大読書器 電磁調理器	歩行時間延長信号機用小型送信機 視覚障害者用体重計 視覚障害者用体温計 視覚障害者用時計
聴覚障害者	聴覚障害者用屋内信号装置 (サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、 聴覚障害者用屋内信号灯を含む)		聴覚障害者用情報受信装置 聴覚障害者用通信装置(FAX)
内部障害者	電気式たん吸引器 ネブライザー(吸入器) 透析液加温器	酸素ボンベ運搬車(カート) 人工咽頭 埋込型人工咽頭用人工鼻	ストーマ装具 (消化器系・尿路系) 紙おむつ
児童	訓練いす	訓練用ベッド	
その他	頭部保護帽 火災警報器 自動消火器	携帯用会話補助装置 情報・通信支援用具 収尿器	パルスオキシメーター 住宅改修費助成

住宅改修費の助成

問合せ：市役所 障害福祉課

重度の身体または知的障害者が、身体の状態に適するように住宅を改修する場合に、その費用の一部を補助します。
新築、増築の場合は、助成の対象にはなりません。
工事を行う前に必ず相談のうえ、申請してください。



身体障害者用車いす貸与

問合せ：市役所 障害福祉課

身体障害者手帳の所持者に、一時的に車いすを貸し出します。

年金・手当・扶養共済制度

障害基礎年金

問合せ：市役所 年金医療課

病気やケガをし、その傷病について初めて診療を受けた日に、国民年金の被保険者(または60歳以上65歳未満で日本に住んでいる)であった場合、障害程度が障害等級に該当する場合支給されます(一定の保険料納付要件を満たしていること)。

20歳になる前に病気やケガで障害の状態となり、障害程度が障害等級に該当する場合、20歳以降支給されます。ただし、所得による制限があります。

障害厚生(共済)年金

問合せ：年金事務所または各共済組合

病気やケガをし、その傷病について初めて診療を受けた日に、厚生年金保険・共済年金加入者であった場合、その程度に応じて障害厚生(共済)年金が支給されます。詳しくは、年金事務所または各共済組合までお問い合わせください。

特別障害者手当・障害児福祉手当

問合せ：市役所 障害福祉課

在宅の重度心身障害児・者で、日常生活において常時介護を必要とする人に支給します。ただし、所得による制限があります。

- ・特別障害者手当(20歳以上) 月額27,980円(令和5年4月現在)
- ・障害児福祉手当(20歳未満) 月額15,220円(令和5年4月現在)

特別児童扶養手当

問合せ：市役所 障害福祉課

在宅で20歳未満の中程度以上の障害児(おおむね身体障害者手帳3級以上、療育手帳AおよびBの一部等)を養育している保護者に手当を支給します。ただし、所得による制限があります。

- ・1級 月額53,700円(令和5年4月現在)
- ・2級 月額35,760円(令和5年4月現在)



特別障害給付金

問合せ：市役所 年金医療課

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障害者に対して福祉的措置として給付金を支給します。

対象は、「平成3年3月以前に国民年金の任意加入対象だった学生」か「昭和61年3月以前に国民年金の任意加入対象だった厚生年金、共済組合等の加入者の配偶者」で、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在障害基礎年金の1級または2級に該当する障害の状態にある人(ただし、65歳までに1級または2級の障害の状態に該当する人)です。

在日外国人重度障害者特別給付金

問合せ：市役所 年金医療課

昭和56年12月31日以前にすでに重度の障害があり、障害福祉年金(昭和61年改正により障害基礎年金に名称変更)が適用されず、無年金である在日外国人に対して、国民年金法等の改正により救済されるまでの間、宇治市独自の暫定福祉措置として、給付金を支給します。

京都府心身障害者扶養共済制度

問合せ：京都府障害者支援課(075-414-4599)
または市役所 障害福祉課

身体障害者手帳1～3級または知的障害者等または将来独立自活することが困難と認められる精神障害者(診断書が必要)の保護者(65歳未満で健康な人)が掛金を払い、保護者(加入者)が死亡または重度障害者となった場合、障害者に年金が支給される制度です。年金額は毎月20,000円(2口加入者は40,000円)で掛金は加入者の年齢で異なります。



税金の控除・減免

税金の障害者控除

種類	内容	金額	問合せ先
所得税	(障害者控除) 身体障害者手帳 3 ~ 6 級 療育手帳 B 精神障害者保健福祉手帳 2 ~ 3 級	所得控除 27 万円	宇治税務署 TEL 44-4141
	(特別障害者控除) 身体障害者手帳 1 ~ 2 級 療育手帳 A 精神障害者保健福祉手帳 1 級	所得控除 40 万円 (同居の特別障害者 である場合 75 万円)	
住民税	障害者控除(所得税と同じ)	所得控除 26 万円	市役所 税務課
	特別障害者控除(所得税と同じ)	所得控除 30 万円	
	同居特別障害者控除(所得税と同じ)	所得控除 53 万円	

相続税・贈与税にも控除が適用できる場合があります。
詳しくは、

住民税(市・府民税) は 市役所 税務課
所得税・相続税・贈与税 は 宇治税務署



までお問い合わせください。

自動車税・軽自動車税(種別割・環境性能割)

障害者のために使用され、車検証等に「自家用」と記載されている自動車で、一定の要件を満たす場合、障害者 1 人につき 1 台が減免の対象となります。
要件等詳細については、下記の各窓口へお問い合わせください。

自動車税(種別割)	山城広域振興局税務室	TEL 23-5400 FAX 21-2106
軽自動車税(種別割)	市役所 税務課	TEL 22-3141
自動車税(環境性能割) 軽自動車税(環境性能割)	近畿運輸局京都運輸支局 自動車税管理事務所	TEL 075-672-6155 FAX 075-672-2995

自動車・交通関係の制度

福祉タクシー・ガソリン利用券交付

問合せ：市役所 障害福祉課

次のいずれかに該当する重度の障害のある人に、タクシー券(年間 12,000 円を限度に 1 ヶ月 1,000 円分)、もしくはガソリン券(年間 8,400 円を限度に 1 ヶ月 700 円分)を交付します。

対象者

身体障害者手帳の下記の等級

- ・視覚障害 1・2 級
- ・下肢または体幹機能障害 1～3 級
- ・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸または小腸機能障害 1 級
- ・免疫または肝臓の機能障害 1・2 級

療育手帳 A

精神障害者保健福祉手帳 1 級

有料道路の通行料金の割引

問合せ：市役所 障害福祉課

身体障害手帳または療育手帳の所定の欄に割引の記載証明を受け、有料道路利用時に提示すると、通行料金が最大半額になります。(ETC で割引適用が可能な場合があります。)ただし、営業用の車は対象外です。

対象者

障害者本人が運転する場合は、身体障害者手帳の交付を受けている人。

(対象車両：本人・親族が所有する自動車、レンタカーなど)

障害者本人以外が運転し、障害者本人が同乗する場合は、身体障害者手帳第 1 種または療育手帳 A の交付を受けている人。

(対象車両：本人・親族が所有する自動車、レンタカー、タクシーなど)

申請方法

障害福祉課の窓口またはオンラインで申請してください。

更新申請は、有効期限の 2 か月前から有効期限末日までに行うことができます。

申請時の必要書類や対象車両など、詳細は障害福祉課にお問い合わせください。



駐車禁止除外車指定

問合せ：宇治警察署 21-0110

駐車禁止除外指定標章を提出している場合には、道路標識等で駐車が禁止されている場所等に駐車することができます。ただし、法定駐車禁止場所での駐車は除きます。

J R・京都市営地下鉄・私鉄等の旅客運賃の割引

問合せ：各交通機関

身体障害者手帳または療育手帳を提示すると、旅客運賃が割引されます。



バス運賃の割引

問合せ：各交通機関

身体障害者手帳または療育手帳を提示すると、バス運賃が割引されます。また、一部バス会社では、精神障害者保健福祉手帳を提示すると割引が受けられます。

タクシー運賃の割引

問合せ：京都陸運支局

タクシー(京都府内の全事業者が対象)に乗車する際、身体障害者手帳または療育手帳を提示すると割引(1割引)が受けられます。また、一部タクシー会社では、精神障害者保健福祉手帳を提示すると割引(1割引)が受けられます。

自動車運転免許取得教習費の助成

問合せ：市役所 障害福祉課

身体・知的・精神に障害のある人で、求職中である人(証明書等が必要)が自動車運転免許を取得した場合、10万円を限度に、免許取得のために要した教習費の3分の2を助成します。ただし、所得額に制限があります。

自動車改造費助成事業

問合せ：市役所 障害福祉課

身体に障害のある人が、就労等に伴い、自ら所有し運転する自動車を運転免許証に記載の条件に基づき改造する場合、その改造に必要な費用について、10万円を限度に助成をします。ただし、所得額及び障害内容・等級に制限があります。

生活関連の料金の減免・割引

NHK 放送受信料の減免

問合せ：市役所 障害福祉課

身体・知的・精神障害があり、次に該当する人が対象になります。

全額免除 ... 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持している人がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合。

半額免除 ... 次のいずれかの手帳を所持している人が世帯主かつNHKの契約者である場合。
 ・身体障害者手帳 1・2 級 ・視覚障害または聴覚障害の身体障害者手帳
 ・療育手帳 A ・精神障害者保健福祉手帳 1 級

携帯電話料金の割引

問合せ：各携帯電話会社

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持つ人が、携帯電話料金の割引を受けることができます(一部の会社のみ対応。)

市内公共施設利用料の減免

問合せ：各公共施設

施設名	手帳種別	減免内容	申請方法
植物公園 歴史資料館 源氏物語ミュージアム 茶づな（お茶と宇治の まち交流館）	市内に住み身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持つ人および同行する介護者	入場無料	受付での手帳の提示が必要
総合野外活動センター (アクトパル宇治)		宿泊施設等利用料金の 1/2 減額	申請書の提出 受付での手帳の提示が必要
黄檗公園 西宇治公園		競技場、会議室、プール等 利用料金の 1/2 減額	
巨椋ふれあい運動ひろば		利用料金の 1/2 減額	申請書の提出



その他の制度

障害者手帳交付申請用診断書料の助成

問合せ：市役所 障害福祉課

身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付(再交付)申請をする際に必要な医師の診断書にかかる費用について、1通につき2,000円を上限に助成します。

精神障害者グループワーク

問合せ：市役所 障害福祉課

精神障害のある人同士が集まり交流することにより、社会復帰や自立にむけた支援を行います。(事前面談必要)

手話通訳者・要約筆記者の派遣

問合せ：市役所 障害福祉課

コミュニケーションの円滑化を推進するため、必要な方に手話通訳者・要約筆記者を派遣します。(無料)

補助犬飼育費用の助成

問合せ：市役所 障害福祉課

補助犬を飼育している人に、飼育費の一部を助成します。
補助犬には介助犬・聴導犬・盲導犬があります。



府営住宅への優先入居

問合せ：市役所 障害福祉課

身体障害のある人(4級以上)、知的障害のある人(中度・重度)、精神障害のある人(1～3級)のいる世帯を対象に、優先入居枠に申請することができます。

郵便等による不在者投票制度

問合せ：市役所 選挙管理委員会事務局

身体障害のある人があらかじめ郵便等投票証明書の交付を受けておくことで、郵便等による投票が自宅等でできます。ただし、障害内容・等級に制限があります。

障害者音訳事業

問合せ：市役所 障害福祉課

視覚に障害のある方、文字による情報の取得が困難な方に、宇治市が発行する市政だよりなどの広報誌の音訳CDを送付します。

音訳CDを再生するには視覚障害者用ポータブルレコーダーが必要になります。